

千葉市公告第252号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年3月24日

千葉市長 神 谷 俊 一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託名及び予定数量

ちば市政だより制作等業務委託（令和7年7月号～令和8年6月号）

487, 000部×12回

(2) 委託案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 委託期間

契約を締結した日から令和8年5月31日まで

(4) 履行場所

千葉市役所及び千葉市長が指定する場所

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和6・7年度千葉市入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

(3) 過去5年以内において、定期的（年4回以上）に発行する刊行物を232, 500部以上（1回当たり）制作した実績を有する者であること（実績を証明できる契約書の写しを添付すること）

(4) 本市が提示する仕様書に従い制作等業務を行える者であること。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市総合政策局市長公室広報広聴課

電話 043-245-5014

4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加の申込みをしなければならない。

- (1) 配布場所等 千葉市ホームページ「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「業務委託」のリンク (<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/itaku/index.html>) にある当事業の箇所からダウンロードすること。また、公告の日から前記3の契約事務担当課において配布する（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）。
- (2) 提出場所等 公告の日の翌日から令和7年4月4日（金）までに前記3の契約事務担当課に持参により提出すること（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）。
- (3) 確認通知

令和7年4月8日（火）までに、申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

5 入札説明書の交付

千葉市ホームページ「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「業務委託」のリンク (<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/itaku/index.html>) にある当事業の箇所からダウンロードすること。公告の日から令和7年4月4日（金）まで前記3の契約事務担当課において無償により交付する（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）。

6 仕様書に関する質問の受付

- (1) 期間 令和7年4月3日（木）から4月7日（月）までの間に文書で受け付ける。
- (2) 回答 令和7年4月11日（金）までに回答する。

7 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時 令和7年4月18日（金）午前11時00分（郵送の場合は、4月10日（木）午後5時00分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。）
- (2) 入札及び開札の場所 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎高層棟6階 M会議室601
- (3) 入札方法 単価で行う。入札金額は、「ちば市政だより」の1部当たりの単価とし、銭の単位（1円未満2桁）まで記載すること。
- (4) 入札保証金 要。ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条に該当する場合は、免除とする。
- (5) 落札者の決定方法 千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。
- (6) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

8 その他

- (1) 契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) この調達に付随する随意契約の予定の有無 無
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約条項等については、千葉市総合政策局市長公室広報広聴課で閲覧できる。
- (6) 前記2(1)に該当しない者が、競争入札に参加するためには、令和7年4月4日（金）ま

でに千葉市財政局資産経営部契約課において当該入札参加資格の認定を受け、かつ、前記 3 の契約事務担当課において入札参加資格確認の申請をしなければならない。

(7) 詳細は、入札説明書による。